

平成30年12月18日

◎明神委員長 だだいまから、総務委員会を開会いたします。

(13時1分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎明神委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第10号議案、第11号議案、第15号議案、第16号議案、以上6件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第3-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに会計管理局についてであります。

「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、総務事務集中化システム改修委託料について、執行部から、適正な業務管理及び健康管理を図るため、職員の時間外の労働時間を把握する客観的な手法を導入することを目的に、職員の勤務実績管理システムの改修を行うものであるとの説明がありました。

委員から、パソコンの使用記録と実際の時間外勤務命令との間で乖離がある場合はどのように対応するのかとの質疑がありました。

執行部からは、客観的なデータを参考に時間外勤務の状況を確認するもので、乖離が著しい場合は管理職と職員で確認を行い、時間外勤務命令の補正や業務の見直しなど業務管理を適正に実施していくとの答弁がありました。

別の委員から、時間外勤務が月100時間を超す職員はどのくらいいるのかとの質疑がありました。

執行部からは、平成29年度実績で80人、延べ157人となっている。月100時間を超えた場合、もしくは2カ月続けて月80時間を超えた場合は、過重勤務による検診の対象とし、

産業医による面談、指導を行っているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

「平成 30 年度高知県一般会計補正予算」のうち、市町村立学校等空調設備整備促進事業費交付金について、執行部から、児童生徒の熱中症等による健康被害を防止し、夏場の快適な教育環境の整備を促進するため、市町村立及び学校組合立の小中学校等が普通教室へ空調設備を設置する際の経費に対して、国の臨時特例交付金の補助対象事業費のうち、市町村の実質的な負担部分の 4 分の 1 を県が支援するものであり、交付期間は平成 31 年度から 32 年度までで、県内約 1,800 教室を対象予定としているとの説明がありました。

委員から、早期設置のため一斉に整備を進めていった場合、設備機器や設置業者の対応などにより工事が遅延し、交付期間内に設置できないケースが出てくるのではないかとの質疑がありました。

執行部からは、今回、国の交付金制度が創設されるに当たっては、資材確保や業者の手配等に関し、文部科学省と経済産業省が関係業界と協議を進めており、県においても業界団体に事前に情報提供を行っている。工事については会計制度上の関係で、遅くても平成 32 年度までには完了させなければならない状況であるとの答弁がありました。

委員から、空調設備を設置した後の維持経費について、支援制度はないのかとの質疑がありました。

執行部からは、今回創設された交付金制度は設置に要する経費のみを対象としており、維持経費については国に対して要望も行っているが、現在は補助対象となっていないとの答弁がありました。

委員から、設置した後、有効に利用されなければならないので、維持管理の負担軽減など支援策について、国に対して引き続き要望を行ってほしいとの意見がありました。

次に、外国語指導助手配置委託料について、県立の高等学校や特別支援学校に配置している英語指導助手のうち、自治体国際化協会の J E T プログラムを通じた直接雇用の外国語指導助手を除く、5 名の配置を民間業者に委託するための経費で、各学校への配置は 4 月当初だが、事前の調整期間等を確保するため、今回債務負担行為として計上しているとの説明がありました。

委員から、現在、外国語指導助手は何名直接雇用しているのか。また、どのような理由で民間に委託しているのかとの質疑がありました。

執行部からは、J E T プログラムで現在 26 名を雇用している。配置当初は直接雇用のみであったが、外国語指導助手の配置をふやしていく中で、従来の J E T プログラムでは自家用車の使用に制限があることなどから、外国語指導助手をより効果的に活用するために、別途委託により配置しているとの答弁がありました。

委員から、委託という形になると、学校現場での直接指導などにおいて問題が生じるの

ではないかとの質疑がありました。

執行部からは、学校現場における教員と外国語指導助手との打ち合わせなど、委託契約書の仕様書の中に記載し、県教育委員会、学校、業者間で確認も徹底しており、事業は問題なく実施できているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

「高知県の望ましい公文書管理制度の構築に向けて」、執行部から、本年5月に設置された「高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会」において取りまとめた報告書の概要について説明がありました。

報告書の提言を踏まえた取り組みとして、公文書については、30年保存文書に限らず、5年や10年の保存文書も保存期間が満了した時点で、各所属において一次選別、公文書館で二次選別を行い、廃棄と判断したものは第三者委員会がチェックを行うこととし、歴史資料として重要なものは永久保存することとなる。なお、この第三者委員会は知事の附属機関として設置し、公文書管理に関する規則等や公文書等の廃棄の妥当性の審査、選別を行う実施機関に対して意見を述べるなどの機能を付与するとの説明がありました。

高知県公文書等の管理に関する条例（仮称）については、今後、具体的な内容の検討を進めた上で県議会への報告、パブリックコメントを実施した後、来年6月議会に提出したいと考えている。また、公文書館については本年12月から来年10月までの工期で改修工事を行っており、開館時期については工事の進捗状況を見ながら、適切に判断を行いたいとの報告がありました。

委員から、公文書管理の運用イメージとして、1年保存の会議や協議資料、また、5年保存の企画・立案段階での内部協議文書と示しているが、職員個人のメモなど、その対象範囲、位置づけはどのように考えているのかとの質問がありました。

執行部からは、具体的な整理は今後検討することとなるが、協議の場でのメモや録音した音声を文書に起こしたものなどについては、組織としてその内容を確認した上で公文書として扱い、協議資料として保存していく形となるとの答弁がありました。

別の委員から、公文書館の運営について、他県で指定管理者制度を導入している例もあるが、高知県においてはどのような形になるのかとの質問がありました。

執行部からは、総務部の出先機関として位置づけ、直営で管理、運営を行うことを想定している。検討委員会からは文書管理の専門家であるアーキビストの配置に努めることとの提言をいただいているが、現在、公的認証制度はないため、当面は県職員が研修などにより専門的知識を身につけ、人材育成も行いながら、公文書館の運営を行うことを考えているとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎明神委員長 御意見をどうぞ。
小休にします。

(小 休)

◎ 異議なし。

◎明神委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎明神委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《県外調査の取りまとめ》

◎明神委員長 次に、「県外調査の取りまとめ」の件を議題といたします。

お手元に調査出張報告書案を配付しています。

それでは、協議を行います。御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

－ 県外調査の取りまとめについて協議 －

◎明神委員長 正場に復します。

本日、皆さんからいただいた御意見や提案については、調査出張報告書として取りまとめたいと思います。取りまとめた調査出張報告書は議会のホームページで公開します。

なお、細部の調整につきましては、正副委員長に一任をお願いします。

次に、来年度の出先機関等の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査に当たって、本委員会において、民間施設等を含めた予定の調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について書記に説明させます。

◎書記 出先機関等調査の調査先選定について御説明いたします。

まず、総務委員会が所管する出先機関は、お配りしておりますA3の資料、総務委員会

出先調査実績のとおりでございます。この資料の上段には、平成26年度以降の調査実績の一覧表、下段にはこれまでの調査実施対象の考え方案について記載をしております。31年度の欄につきましては、調査実施対象の考え方案に沿って31年度に出先機関等調査を行う場合の調査先を仮で記載しております。資料の2枚目に参考として、ことしと昨年度の出先機関等調査の日程表をつけております。

今後の選定スケジュールですが、1月18日までに先機関等調査とあわせて視察すべき民間施設等を事務局まで御連絡いただき、当該施設等に視察の受け入れが可能か確認した後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示しをしたいと考えております。2月定例会で御協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、次年度の新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は以上です。

◎明神委員長 それではこのことについて協議をしたいと思います。

御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 学校のテスト期間中に行くのはやめたほうが良いと思います。

◎ この時期は中間テストですか。

◎ 日程は避けることと注意事項の考え方のところにあるけれど。教育委員会のところ。

◎ 追手前高校、中村高校の分校、遠隔教育を。追手前高校は本校では見たけど、実際分校はどんな感じかと、何かあればいいかなと思ったのですが。

◎ 分校を見に行くことは物すごい大事ですね。

◎明神委員長 それでは正場に復します。

ただいま委員の皆様からいただきました御意見とあわせて、1月18日までにいただきました御意見につきましては、正副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において本委員会からの申し送り案として御協議いただくことといたします。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(13時21分閉会)